

制度・業務

自衛官等募集事務に係る
対象者情報の提供



HP

市は、自衛官の募集事務に関する法定受託事務として、自衛隊の依頼により電子データで対象者情報の提供を行っています。なお、市から提供した住民情報は、個人情報保護に関する法律に基づき、適切な取り扱い等を定めた覚書を交わし、確実な個人情報保護を図ります。また、対象情報の提供は本市独自の制度ではありません。自衛隊に個人情報の提供を望まない方は、自衛隊に提出する情報から除外する除外申請制度があります。

情報提供対象者 H16.4/2～17.4/1生まれ、H20.4/2～21.4/1生まれの男女(日本国籍の住民に限る)

申請期間 6/19(金)まで

申込 申請書を市民課に提出または郵送

☎ 市民課 ☎072-892-0121

マイナンバーカード
土・日曜日受付・交付(予約優先制)



HP

マイナンバーカードの申請(サポート)、交付、電子証明書の発行・更新等の手続きができます。必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 5/9(土)・24(日)9:00～12:00

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:00)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎072-892-0121



マイナンバーカードの
訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。(郵送は新規申請のみ)

日時 5/20(水)・22(金)10:00、14:00

対象 市に住居登録があり、病気や障がい等の理由によりご自身で外出することが難しく、マイナンバーカードを申請する方。本人確認書類等、手続きに必要なものは予約時に確認します。

申込条件

- ①訪問先は市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人等は法定代理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員は自動車で訪問するため、無料駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望の場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。
- ⑧写真撮影時の姿勢保持等のお手伝いをするにはできないため、体を動かすことが困難な方は、介助者などが同席してください。

予約日 5/1(金)～

予約方法 希望日の1週間前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル☎0570-048978(平日9:00～17:00、祝日を除く)(先着順)ご予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施しておりますので、上記予約専用ダイヤルまでお問い合わせください。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎072-892-0121

木造住宅耐震化補助制度



①



②③



④

契約着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

補助額

- ①耐震診断補助制度
1戸あたり上限5万円
- ②耐震改修工事補助制度
工事費用の80%(上限100万円)
- ③耐震シェルター設置補助制度
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)
- ④木造住宅除却補助制度
除却工事費用の23%(上限50万円)

対象 次の要件を全て満たす方

- ▷S56.5月以前に建築された木造住宅(①～④)
- ▷耐震診断後の施工(②～④)
- ▷個人所有者等の課税標準額が507万円未満(②～④)

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121

ブロック塀等撤去・改修補助制度



HP

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

- ▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石塀・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること(倒壊の危険性があるもの)
- ▷撤去する塀の高さが60cmを超えること
- ▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが60cm以下となること
- ▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと
- ▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60cm以下とし、60cmを超える部分は軽量フェンスとすること

※高さはいずれも道路面からの高さ

- 補助額** ①撤去:費用の3分の2(上限10万円)
②改修:費用の3分の2(上限20万円)

※②のみの補助は受けられません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121



耐震補助金・ブロック塀等補助金の
代理受領制度について

「木造住宅耐震化補助制度」と「ブロック塀等撤去・改修補助制度」の補助金の受け取りを、申請者に代わって工事等の実施業者が行う制度です。これにより、申請者は補助金を差し引いた費用を用意すればよくなり、立替費用の負担が軽減されます。代理受領できるのは申請者と契約した業者に限ります。

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121



土砂災害特別警戒区域内に係る
住宅移転・補強補助制度

着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

補助限度額

引越等費 上限97万5,000円

除却費 事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」

建物助成費 新たな住宅の購入や建設等のために金融機関から借り入れた資金の利子相当額に対し上限421万円

対象

- ▷特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅を所有し、現に居住しているもの
- ▷対象住宅の除却を行う、または、除却を行い市内の特別警戒区域以外に対象住宅に代わる住宅の購入等を行う事業
- ▷その他要件あり

土砂災害特別警戒区域内
既存不適格住宅補強事業補助制度

補助限度額

設計費 1棟あたり上限15万4,000円(補強設計費用の23%)

工事費 1棟あたり上限77万2,000円(補強工事費用の23%)

対象

- ▷特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅で所有し、現に居住しているもの
- ▷市民税課税所得金額が507万円未満の方
- ▷その他要件あり

☎ 都市まちづくり課 ☎072-892-0121